

議案第4号

宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について

宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例を、別紙のように定める。

令和5年9月1日

高根沢町長 加藤公博

宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業施行に関する
条例の廃止の概要について

1 条例制定理由（経緯）

宝積寺駅西第一土地区画整理事業は、令和4年7月29日付けで換地処分公告が行われ、清算金事務についても令和4年度に完了となりました。

また、令和4年度繰越事業として区画整理地内等にて実施している街区公園及び道路改良工事を含め、すべての事業が令和5年度中に完了する見込みとなっていることから、関連条例の整理をしようとするものです。

2 関連条例の整理内容

- (1) 宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年高根沢町条例第21号）の廃止
- (2) 高根沢町特別会計設置条例（平成元年高根沢町条例第36号）の廃止
- (3) 高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年高根沢町条例第159号）の一部改正
 - ・宝積寺駅西第一土地区画整理審議会委員及び宝積寺駅西第一土地区画整理評価員の区分を削るもの

3 施行日

令和6（2024）年4月1日

【参考】宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業概要

- 事業期間 平成9年度～令和5年度（27年間）
- 事業費（決算書ベース） 56億8千万円（見込）
- 工事概要
 - 区域面積 23.3ha
 - 宅地造成 16.3ha
 - 道路築造 5,978m（都市計画道路：1,276m、区画道路：4,702m）
 - 家屋移転 123戸

高根沢町条例第 号

宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業施行に関する条例（平成5年高根沢町条例第21号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（高根沢町特別会計設置条例の廃止）
- 2 高根沢町特別会計設置条例（平成元年高根沢町条例第36号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の高根沢町特別会計設置条例に基づく高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業特別会計（次項において「廃止会計」という。）の令和5年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 4 廃止会計に属する財産は、高根沢町一般会計に引き継ぐものとする。
（高根沢町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 5 高根沢町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年高根沢町条例第159号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
（略）	（略）	高根沢町職員	（略）	（略）	高根沢町職員
景観審議会委員	日額 6,000円	の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)に規定する行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額	景観審議会委員	日額 6,000円	の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)に規定する行政職給料表の適用を受ける者の旅費相当額
（略）	（略）		宝積寺駅西第一土地区画整理審議会委員	日額 6,000円	
（略）	（略）		宝積寺駅西第一土地区画整理評価員	日額 6,000円	
（略）	（略）		（略）	（略）	

備考 改正箇所は、太線で囲まれた部分である。